

京都市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第103号

京都市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に改める。

第3条の見出し中「除却」の右に「等」を加え、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に改め、同条第2項中「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第1号中「除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に改め、同項第2号アからカまで以外の部分中「第102条第2項第2号」を「第163条の56第2項第2号」に改め、同号に次のように加える。

キ その他市長が必要と認める書類

第3条第3項第3号中「第102条第2項第3号」を「第163条の56第2項第3号」に、「及びカ」を「、カ及びキ」に、「図書」を「書類」に改め、同項第4号中「第102条第2項第4号」を「第163条の56第2項第4号」に、「、オ及びカ」を「及びオからキまで」に、「図書」を「書類」に改め、同項第5号中「第102条第2項第5号」を「第163条の56第2項第5号」に、「、オ及びカ」を「及びオからキまで」に、「図

書」を「書類」に改め、同条第4項中「できる」を「ある」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(容積率等の特例に係る許可の申請に係る添付図書)

第4条 省令第76条の30第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、京都市建築基準法施行細則別表第2 1の項から3の項までに掲げる図書とする。

2 前項の場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、許可に係る事項について必要な図書又は書面を添付させることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることがある。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)